

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年11月20日まで
私が、A社に勤務していた期間のうち、平成8年11月から9年10月までの1年間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、この期間は、標準報酬月額28万円に対する厚生年金保険料が給与から控除されているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は28万円と記録されていたところ、当該事業所が全喪した日（平成9年11月20日）の後の平成9年12月2日付けで、8年11月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初に社会保険事務所に届け出た標準報酬月額28万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月9日まで

申立期間におけるA社に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、加入していた事実がない旨の回答をもらった。当時の健康保険被保険者証や自動車乗車許可証等からも勤務していたことは明らかなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人が所持している健康保険被保険者証、昭和19年9月1日付けの健康保険標準報酬月額通知及び自動車乗車許可証等により確認できる上、健康保険被保険者証により、申立人が、昭和19年5月5日に、当該事業所の健康保険組合であるC健康保険組合に加入したことが確認できる。

また、申立人は、申立人が申立期間当時に従事していた船のカーテンなどの製造場と同じ建物内に勤務していた同僚を記憶しており、その同僚は、申立人を覚えていないとしながらも、「自分の持ち場の隣では、カーテンなどを作っていた。従業員の待遇に違いは無かったように思う。」としている上、その同僚について見ると、申立期間において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している昭和19年9月1日付けの健康保険標準報酬月額通知及び20年5月の日給額から、30円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業を継承しているB社の事業主は納付したか否かについては不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 26 日から 29 年 4 月 20 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所に当該事業所に係る厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立期間において、厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を受けた。私は、当該事業所が倒産するまで勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶もある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人が所持している当時の履歴書及び同僚の証言により推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立人が自分の同期として記憶している者についても、被保険者名簿において、その氏名は確認できない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、当時の同僚からも、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年9月から29年1月22日まで
②昭和30年8月21日から31年1月6日まで

申立期間①について、私は、昭和26年9月にA市B町にあったC社に入社し、29年3月に退職するまで継続して勤務していた。当該事業所が、28年ごろに社名を変更し、同市D町に移転したことを覚えている。社会保険庁の記録では、29年1月22日から同年3月1日までの被保険者期間しか確認できないとのことだが、申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、当時、健康保険証を使って病院に通院していた記憶がある。

また、申立期間②について、私は、昭和29年4月にE社に入社し、31年3月に退職するまで継続して勤務していた。当該事業所の2階にあった呉服の競売所に臨時で手伝いに行ったことはあるが、途中で退職等はしておらず、健康保険証に変更は無かったと記憶している。

いずれの申立期間についても、給与明細書等の資料は保有していないが、それぞれの事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、申立期間①において、C社に勤務していたことは、当時の事業主の証言や申立人の主張のとおり当該事業所に係る商業登記簿において昭和28年6月にA市B町から同市D町に移転していることが確認できることなどから推認できるが、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当時の事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとしているが、その事業主自身が申立期間①と一部重複する期間について、当該事業所の被保険者であったとして申立てをしている上、保険料の控除に関する根拠も無く、その証言に信憑性があるものとは認められない。

さらに、社会保険庁が保管している当該事業所に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 24 年 5 月 1 日に新規適用された後、28 年 10 月 1 日に全喪していることが確認できる上、被保険者名簿に記載されている被保険者の資格取得日から、当該事業所は改めて 29 年 1 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所となっていると推認でき、当該事業所は、申立期間①のうち、28 年 10 月 1 日から 29 年 1 月 21 日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険庁が保管している当該事業所に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、最初に適用された時の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、欠番は無い上、2 回目に適用された時の被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日（昭和 29 年 1 月 22 日）はオンライン記録と一致しているほか、社会保険庁が保管している厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿において、当該事業所が 2 回目に適用事業所となった際に、申立人を含む 6 人全員に被保険者記号番号が連番で払い出され、いずれについても資格取得日が昭和 29 年 1 月 22 日であることが確認でき、事務処理において特に不自然な点は認められない。

申立期間②については、申立人が、申立期間②を含む期間において、E 社に継続して勤務していたことは、元同僚の証言等により推認できるが、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日（昭和 29 年 4 月 1 日及び 31 年 1 月 6 日）及び喪失日（昭和 30 年 8 月 21 日及び 31 年 3 月 21 日）はいずれもオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人と同様に昭和 30 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失している 10 人（申立人を除く。）のうち、申立人と同様に 31 年 1 月 6 日に改めて被保険者資格を取得している 2 人と、資格喪失の時期は異なるものの、申立人と同様に改めて被保険者資格を 31 年 1 月 6 日に取得している 1 人（最初の喪失日は昭和 30 年 8 月 31 日）の計 3 人は、いずれも、

「当時、会社の経営状態は、得意先の倒産等により非常に不安定な状態にあり、会社が喪失手続をしたのではないか。退職者も多かった。」、「空白期間は、会社の倒産、残務整理のための期間だと思う。」としており、当時、当該事業所は、経営状態が悪く、申立人の被保険者資格を一時的に喪失させた可能性がうかがえる。

加えて、当該事業所は、「当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除の有無等については、既に資料が無く、不明である。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①及び②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。